

高齢者福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

令和3年 1月 8日
京丹後市役所

現在、本市において新型コロナウイルス感染症の感染が、高齢者層を中心に各世代を含め拡大しております。市として、この事態を重く受け止め、特に高齢者層について可能で適切なあらゆる対策を講じ、更なる感染の拡大を全力で食い止める必要があると考えています。

そのため、特に高齢者を中心に不要不急の場合の参集機会を減らすと共に、感染防止対策の徹底も呼び掛け、新規感染者の発生を防ぐため、関係機関に以下の呼びかけを行います。

1 内容

別紙文案の通り

(参考) 令和2年12月28日付け2長寿第3270号「年末年始における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策の徹底について」

2 送付先

京丹後市老人クラブ連合会 会長
京丹後市社会福祉協議会 会長
高齢者福祉施設・介護サービス事業所 代表者
居宅介護支援事業所 代表者

3 お問合せ

生活経済緊急支援室 電話 69-0135/FAX62-1156

令和3年1月8日

京丹後市老人クラブ連合会 会長 様
京丹後市社会福祉協議会 会長 様
高齢者福祉施設・介護サービス事業所 代表者 様
居宅介護支援事業所 代表者 様

京丹後市長 中山 泰

新型コロナウイルス感染症に係る感染対策の徹底について(依頼)

平素は地域の社会福祉の向上にご尽力いただき、まことにありがとうございます。

さて、現在、本市において新型コロナウイルス感染症の感染が、高齢者層を中心に各世代を含め拡大しております。市として、この事態を重く受け止め、特に高齢者層について可能で適切なあらゆる対策を講じ、更なる感染の拡大を全力で食い止める必要があると考えています。

つきましては、貴協議会・事業所におかれましては、下記の依頼事項の通り、感染拡大防止にご協力いただきますよう、心よりお願い申し上げます。

記

- 1 地域におけるサロンの開催、その他不要不急の人が集まるイベント・行事の自粛、その呼び掛け(当面、1月中)
- 2 昨年末に要請させていただきました連絡文書「年末年始における新型コロナウイルス感染症に係る感染対策の徹底について」(12月28日付け2長寿第3270号)の改めての徹底
- 3 「京丹後市事業所等感染症対策緊急支援補助金」の積極的・効果的な活用

以上

2 長寿第 3 2 7 0 号
令和 2 年 1 2 月 2 8 日

高齢者福祉施設・介護サービス事業所 代表者 様
居宅介護支援事業所 代表者 様

京丹後市健康長寿福祉部長寿福祉課長

年末年始における新型コロナウイルス感染症に係る感染対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染者数が増加傾向にある中、京丹後市においても、感染者が 1 1 月以降増加傾向にあり、一部の介護事業所においてはクラスターが発生しているなど、予断を許さない状況が続いています。

各施設・事業所におかれましては、日々、新型コロナウイルス感染症のための対策を講じていただいていると存じますが、現在の厳しい状況を踏まえ、引き続き、感染拡大防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス関連情報の確認について

京丹後市では、国からの介護保険最新情報をはじめ、新型コロナウイルス関連情報を介護事業者向けの情報共有サイト「京丹後市ケア倶楽部」において発信しているほか、ホームページでも市内の感染状況などを掲載しています。

ご確認いただき、施設・事業所において感染が確認された場合に備え、あらかじめ必要な対応を想定し準備を行っていただくとともに、感染が確認された場合は、保健所の指示に従い速やかに感染拡大防止のための行動をお願いします。

(1) ケア倶楽部、本市ホームページ

ア ケア倶楽部リンク先

「<https://www.uwins-club.net/public/login.html>」

※ ID、パスワードが不明な場合は、長寿福祉課までご連絡ください。

イ ホームページ新型コロナウイルス感染症対策サイト

「https://www.city.kyotango.lg.jp/covid_19/kansensho/index.html」

(2) WAMネット京都府センター、京都府ホームページ

ア WAMネット京都府センター 掲示板（府からのお知らせ（介護保険関連））

<https://www.wam.go.jp/wamappl/26kyoto/26bb01kj.nsf/vWbCategory01?openview>

イ 京都府ホームページ

<http://www.pref.kyoto.jp/>

(3) 厚生労働省ホームページ

ア 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

「https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html」

イ 介護職員にもわかりやすい感染対策の動画まとめページ

[「https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html」](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html)

2 職員及び利用者の健康管理の徹底について

各施設・事業所においては、新型コロナウイルスを施設に持ち込まない、広めないための対策の徹底が必要です。

つきましては、職員の日々の健康管理を徹底し、出勤前の体温計測や発熱等の症状が見られる場合には出勤を行わないこと等の再徹底をお願いいたします。また、利用者等にあつては、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行う等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無について留意し、通所介護等の利用者にあつては送迎前に体温を計測し、発熱の有無の確認等、対策の再徹底をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の対応は下記のとおりです。

(1) まずは「かかりつけ医（嘱託医）」に相談・受診してください。

(2) 「かかりつけ医（嘱託医）」がない方

きょうと新型コロナ医療相談センター

【電話】 075-414-5487 受付：365日・24時間

[「https://www.city.kyotango.lg.jp/covid_19/kansensho/madoguchi/13899.html」](https://www.city.kyotango.lg.jp/covid_19/kansensho/madoguchi/13899.html)

3 やむを得ず臨時休業される場合について

各施設・事業所が提供する介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要であります。

しかしながら、感染防止を理由として、やむを得ず自主的に臨時休業する場合は、指定権者（府又は市）までご一報ください。この場合は、休止届の提出は不要です。

なお、臨時休業にあつては、令和2年3月6日付厚生労働省事務連絡「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意事項について」及び令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）」の内容に準じて、以下の点についてご留意いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。

(1) 利用者への丁寧な説明

休業する事業所や居宅介護支援事業所は、保健所と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行ってください。

(2) 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保してください。

(3) 事業所の事業継続のための介護報酬算定の特例の取扱い

通所系サービス事業所が臨時休業している場合においても、利用者等の意向を確認した上で、居宅を訪問して、サービスの提供を行った場合、通所系サービスの報酬区分で報酬請求が可能であります。